

# 憲法9条を守るたたかいと脱原発のたたかいに参加してきました!!

## その1

## 9条連『9の日行動』



2013年2月8日に参議院議員会館前において、9条連(憲法9条—世界へ未来へ 連絡会)が行っている第55回国会前「9の日」行動に貨物労組青年部4名で参加してきました。

この取り組みは戦争の放棄を謳う憲法9条の改悪を阻止し、逆に9条を世界へ守り広めていく事を目的として、9の日に合わせ国会前にて改憲反対の声を政府にぶつけています。当日は大変寒かったですが、そんな中でも集まった仲間と共に憲法9条の重要性と改悪反対を声高らかに訴えました。

しかし現在、安倍首相は現行の憲法解釈では禁じられている『集団的自衛権行使』の容認を検討する考えを表明しました。また首相は、衆参でそれぞれ3分の2以上の賛成が必要な憲法改正要件を定めた96条緩和を先行させ、そのあと9条を改憲し、国防軍を創設するとしています。戦後、国による人殺しを『しない、させない』事を続けてこられているのは紛れもなく憲法9条があったからです。私たちはもう一度憲法9条を捉えなおし、全国にいる9条連の仲間や9条改悪を反対する仲間と共に憲法9条を守るため、自らが体を動かし行動していこう!!



### 9条連とは(9条連ホームページを参考に作成)

「憲法9条—世界へ未来へ 連絡会」(略称・9条連)は、憲法九条の精神を国内外に広めることを一致点に、平和を求めるすべての個人・団体の参加を呼びかけるために1994年11月に準備会を結成し、翌年8月に結成集会を開催。以降、国内はもとより海外でも多くの活動を展開しています。また地区9条連は、北海道から沖縄まで全国に96ヶ所あります。

### 日本国憲法 第9条【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】

- 1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 日本国憲法 第96条【第9章「改正」にある唯一の条文で、日本国憲法の改正手続についての規定】

この憲法(日本国憲法)の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。